

第2期 福祉総合計画

平成28年度～平成31年度



はじめに

松川町においては、第4次松川町総合計画の後期基本計画（平成23～平成27年度）に基づき、第1期松川町福祉総合計画（平成23～平成27年度）を策定し、それぞれの福祉政策を推進して参りました。

従来の福祉サービスの提供のほか、高齢者や障がい者・生活困窮者の相談支援、地域ボランティア組織の育成やコミュニティ・カフェの開設、地域活動支援センターの移設等さまざまな施策に取り組んで来たところです。

しかし、福祉の現場においては依然として少子高齢化の進行や地域福祉の担い手不足、高齢者や障がい者の孤立等の問題に直面しているほか、生活困窮者の増加やDV・虐待等の新たな問題も顕在化してきています。

それらの課題の解消や地域住民の福祉に対するニーズに応えるため、第5次松川町総合計画の目指すべき基本構想『いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ』の実現に向けて福祉分野の個別計画である第2次松川町福祉総合計画を策定するものです。

今後もこの計画を指針として地域福祉の町づくりに取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました「松川町福祉総合計画推進協議会」の皆さまをはじめ、ご協力を頂きました皆さまに、こころから感謝とお礼を申し上げます。

平成28年2月

松川町長 深津 徹

もくじ

第1部 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の位置づけと期間	3
第2部 福祉総合計画	5
第1章 基本理念	6
第2章 施策体系	6
第3章 福祉総合計画	8
1. 地域福祉を推進する人づくり	8
2. 暮らしを支えあう地域づくり	10
3. 福祉サービスの充実	14
4. 地域福祉の基盤整備	20
5. 次世代の育成(結婚・出産等の支援)	22
6. 子育て世帯への経済的支援	24
7. 地域における子育て支援サービスの充実	24
8. こどもの健全育成	24
第3部 目標達成に向けて	27
第1章 社会福祉協議会との連携	28
第2章 計画の推進と役割分担	28
第3章 数値目標	29
資料編	31
1. 松川町福祉総合計画推進協議会	32
2. 諮問・答申	34
3. 策定経過	35
4. 福祉関係法令	36
5. 基礎データ	37
6. 町内のボランティア連絡会の活動グループ(平成28年1月現在)	39

計画の見方

第3章 福祉総合計画

1 地域福祉を推進するひとづくり

現況	課題
<p>2</p> <p>◇地域福祉やボランティア等の活動への関心をより高めるため、各学校では、体験事業や学習が行われています。</p>	<p>3</p> <p>◆体験活動等が充実するよう、施設受入のコーディネートや情報共有の仕組みが必要です。</p>
<p>◇隣近所の関わりが希薄となっています。</p> <p>◇「福祉を考える集会」や「ふれあい広場」を通じて、地域福祉への関心を持てる環境を提供しています。</p>	<p>◆担い手の育成には、全ての地域住民が地域福祉について関心を持ち、高齢者や障がい者等への理解を深める必要があります。</p>
<p>◇障がい者スポーツ大会等の支援を行っています。</p> <p>◇文化活動等のイベント開催を支援しています。</p>	<p>◆単位高齢者クラブの解散が相次ぐ中で、高齢者の生きがい活動の場を確保する必要があります。</p> <p>◆障がい者が積極的にスポーツ活動等へ参加する機会を確保する必要があります。</p>
<p>◇ボランティア活動は、個人活動も含め地域ボランティアセンターを核として行われています。</p>	<p>◆ボランティアの高齢化対策と支援が求められています。</p> <p>◆中高年者のボランティア参加の促進が必要です。</p>
<p>◇高齢化率の上昇により、認知症の方が増えています。</p>	<p>◆認知症への理解の普及啓発を進める必要があります。</p>
<p>◇松川町を含めた5市町村により、飯田広域シルバー人材センターを運営しています。</p>	<p>◆高齢者の生きがい対策や、就労支援のため、飯田広域シルバー人材センターの活用を図る必要があります。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名																								
<p>4</p> <p>1) 市民意識の向上と学習</p>	<p>5</p> <p>●学校における福祉学習の支援</p> <p>6</p> <p>●地域福祉やボランティア活動への関心を高めるため、小学校、中学校、における福祉学習を支援します。</p> <p>福祉学習の計画支援や、取組みの発表を行う「福祉推進校連絡会」へ参加し、福祉関係施策の現状説明と学習に係る助言を行います。</p>	<p>7</p> <p>保健福祉課 高齢者係</p>																								
<p>2) 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援</p>	<p>【02】 広報やイベント、学習会による住民意識の高揚</p> <p>●住民の地域福祉に関する知識を深め、差別や偏見を取り除き、地域の支え合いの精神を醸成するため、広報やイベントによる交流、学習会の開催を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による啓発を行います。 ・高齢者および障がい者、福祉事業所の交流の場である「ふれあい広場」の開催を支援します。[社] ・福祉を考える集会の開催を支援します。[社] <p>※【社】・・・松川町社会福祉協議会が実施している事業です。</p>	<p>保健福祉課 高齢者係</p>																								
<p>3) ボランティア活動の推進と人材活用</p>	<p>【01】 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援</p> <p>●人とのふれあい、交流のため、高齢者や障がい者のスポーツ大会や、文化芸術活動の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松川町文化祭等作品発表やイベントの支援を行います。 ・長野県障がい者スポーツ大会等の運営に参加します。 ・長野県障がい者福祉センターが実施する障がい者スポーツ教室の開催を支援します。 ・高齢者クラブ会員以外の高齢者の自主性を尊重しながら、事業参加を広報誌等を活用し促進します。【新規】 <p>【01】 地域ボランティアセンターの活動支援</p> <p>●ボランティアの育成や活動を支援するため、地域ボランティアセンターの運営を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報誌によりボランティア活動の紹介やイベントの参加呼びかけを行います。[社] ・ボランティア活動の発表の場となる、ふれあい広場の開催を支援します。[社] ・技能取得のための研修会の紹介を行います。[社] <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア団体登録数(団体)</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>【02】 認知症サポーターの育成</p> <p>●地域で認知症の方の見守り活動等を支援するため、認知症サポーターを育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員による認知症サポーター養成講座講習会を開催します。【新規】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター登録者数(人)</td> <td>520</td> <td>685</td> <td>726</td> <td>845</td> <td>881</td> </tr> </tbody> </table> <p>【03】 飯田広域シルバー人材センターの活用</p> <p>●高齢者の生きがい対策や、団塊世代の就労支援のため、飯田広域シルバー人材センターの運営に参画します。</p>	指標	H22	H23	H24	H25	H26	ボランティア団体登録数(団体)	24	23	24	24	24	指標	H22	H23	H24	H25	H26	認知症サポーター登録者数(人)	520	685	726	845	881	<p>保健福祉課 高齢者係</p>
指標	H22	H23	H24	H25	H26																					
ボランティア団体登録数(団体)	24	23	24	24	24																					
指標	H22	H23	H24	H25	H26																					
認知症サポーター登録者数(人)	520	685	726	845	881																					

左頁 1 基本目標

2 松川町の現況

3 現況に対する課題

右頁 4 基本事業の名称

5 事業内容の要約

6 事業の内容

7 事業ごとの担当課係名

※右ページの基本事業・事業の内容・担当課係名は左ページの現況及び課題に対応しています。

序論

福祉総合計画

目標達成に向けて

資料編

第1部

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の位置づけと期間

第1章 計画策定の趣旨

福祉を取り巻く社会情勢の変化について

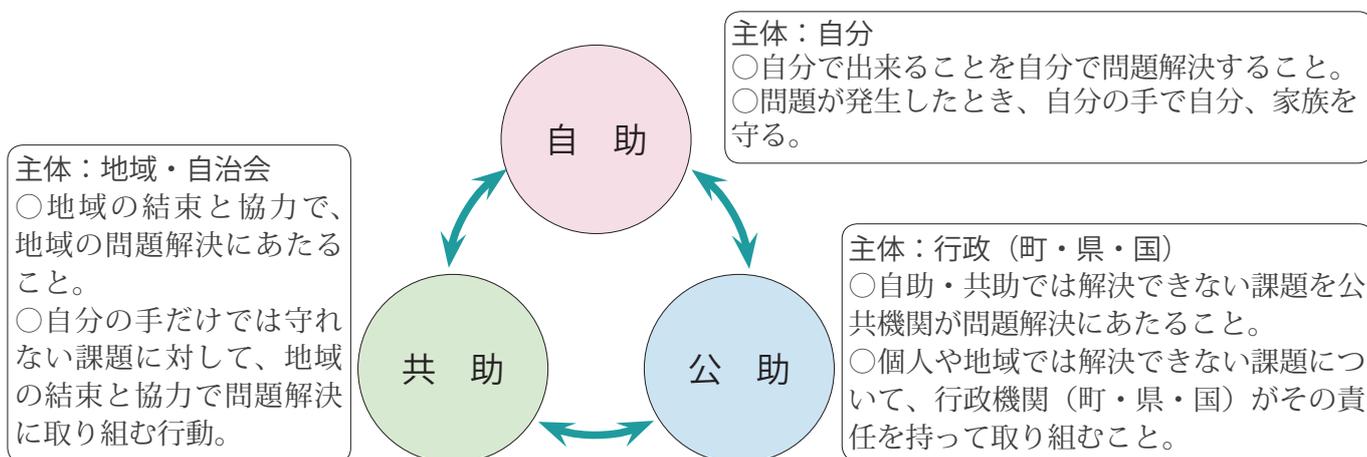
松川町では、これまで国や県の取組と歩調を合わせる中で、さまざまな福祉政策を推進してきました。社会福祉協議会や広域連合、民間福祉事業者と連携を図りながら、障がい者や高齢者の日常生活を包括的に支援し、生活困窮世帯に対しては、生活福祉資金の斡旋や生活保護認定への仲介を進めるなど様々なサービスを提供しています。また、地域のボランティア組織の育成により、要支援者が地域とつながり共生できる社会の構築を目指して参りました。

しかし、それらの施策に取り組んでいる今日においても、深刻な少子高齢化や経済的な格差社会の進行など解決されない問題が多々あり、高齢者の孤独死や老々介護による事故・虐待などを招いている他、長引く景気の低迷により不安定な雇用や低収入化が進行し、若年世代の未婚化や晩婚化、さらには出生率の低下を招いています。また最近では従来の社会保障制度（医療保険・公的年金・雇用保険）や生活保護制度で救済されない生活困窮世帯が増加しているほか、高齢者や障がい者（児）等への福祉や介護サービスにおいては、国や自治体の財政難が影響し、それらの要支援者の需要に対して供給が追い付かない傾向が続いています。

協働による地域福祉の取組が求められています。

市町村の地域福祉計画は「社会福祉法」により策定されることが求められています。この計画は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針であり、住民とともに安心して生活を営むことができる社会を築いていくという考え方が求められています。

地域福祉の推進は、自らの生活を自らの責任で営む（自助）を基本とし、行政による公的サービス（公助）と、それぞれの地域において地域住民が手を携えながら、思いやりを持って共に支え合い・助け合う活動（共助）と一体となった協働による取組が重要になってきます。



福祉のあり方を示す計画の策定

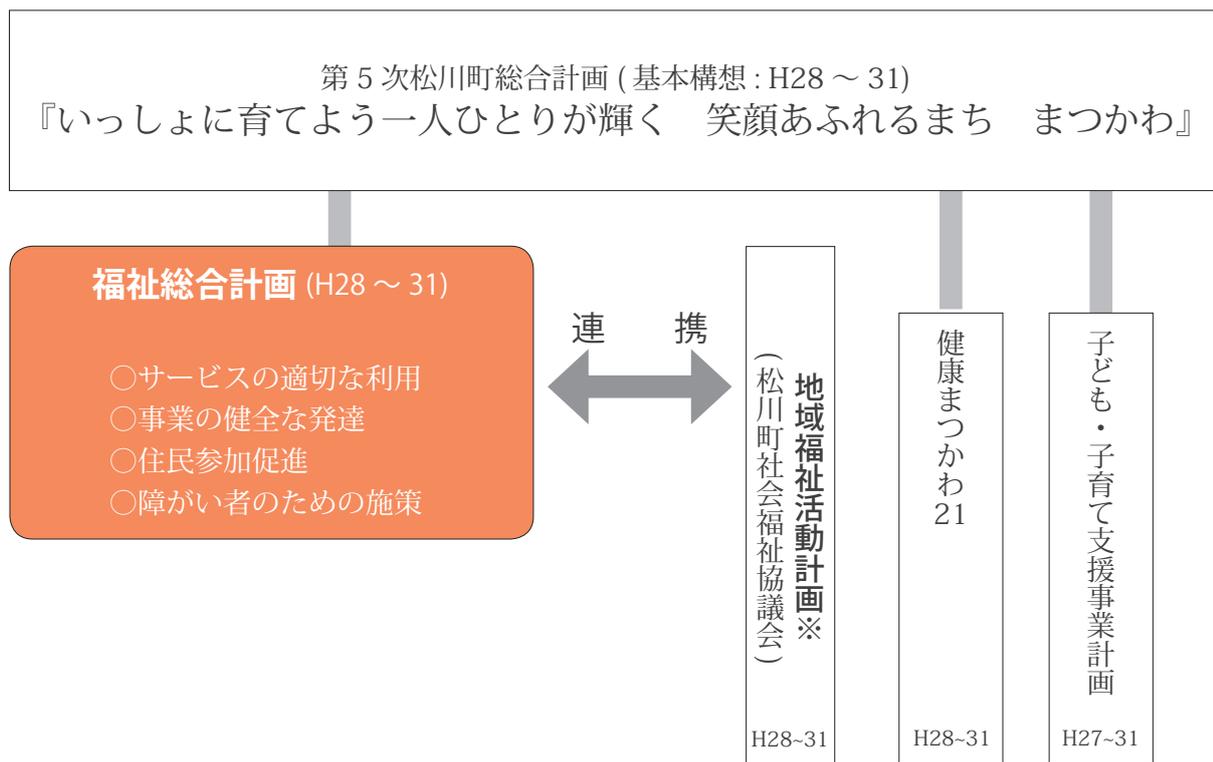
松川町においては、第4次松川町総合計画（基本構想平成23～27年度）に基づき、これまでの高齢者福祉をはじめ、障がい者福祉、次世代育成、健康、男女共同参画の各分野別に計画を策定し、それぞれの施策を計画的に推進して参りました。松川町福祉総合計画は、その福祉分野に特化した計画です。

第2期松川町福祉総合計画では、高齢者や障がい者、生活困窮者への支援、地域ボランティアの育成といった従来からの施策を継続的に引き継ぐ他、認知症相談窓口の充実・地域包括システムの推進、少子化対策として若年層への意識啓発事業等の新規事業を加えた総合計画を策定し、福祉施策を推進します。

第2章 計画の位置づけと期間

第1節 計画の位置づけ

- (1) 第5次松川町総合計画を上位計画とし、「地域福祉の推進」、「高齢者福祉の推進」、「障がい者福祉の推進」を目的とした計画です。
- (2) 社会福祉法第107条及び障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画であり、次の事項を定める計画です。
1. 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項(社会福祉法)
 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項
 4. 障がい者のための施策に関する事項(障害者基本法)
- (3) 松川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携する計画です。



※松川町地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づき設置された松川町社会福祉協議会の地域福祉の推進に関する取組みを総合的にまとめた計画です。

第2節 | 計画の期間

この計画は平成28年度から平成31年度までの4カ年を計画期間とし、4カ年ごとに見直すものとします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

									(年度)
H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
計画策定	第2期 福祉総合計画の計画期間								
				見直し	第3期 福祉総合計画の計画期間				



第2部

福祉総合計画

第1章 基本理念

第2章 施策体系

第3章 福祉総合計画

第1章 基本理念

地域福祉は、個人が人として尊重され、自立した生活が送れるように、町民、事業者、行政などの「協働」の中で、推進していく必要があります。

公的福祉サービスの拡充、良質な福祉サービスの提供、それらの福祉サービスが容易に利用できる体制、地域住民による見守り・助け合いがあって初めて、住民一人ひとりが安心して暮らすことが可能になります。

松川町地域福祉計画では基本理念を下記のように掲げて、計画を推進します。

基本理念

『いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く
笑顔あふれるまち まつかわ』

第2章 施策体系

福祉のまちづくり像

人の和を活かし 共に支え合う 地域福祉の町

基本目標	基本事業	事業内容
1 地域福祉を推進する ひとづくり	①住民意識の向上と学習支援	【01】 学校における福祉学習の支援
		【02】 広報やイベント、学習会による住民意識の高揚
	②高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援	【01】 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援
		【02】 認知症サポーターの育成
	③ボランティア活動の推進と人材活用	【01】 地域ボランティアセンターの活動支援
		【03】 飯田広域シルバー人材センターの活用

基本目標	基本事業	事業内容
2 暮らしを支えあう地域づくり	①社会福祉協議会との連携強化	【01】社会福祉協議会との連携強化
	②民生児童委員による相談、支援体制の充実	【01】民生児童委員活動の充実
		【02】民生児童委員のあり方の検討
	③ふれあい・いきいきサロンの充実	【01】ふれあい・いきいきサロンの開催支援
	④社会福祉関係団体等の活動支援	【01】社会福祉関係団体等の活動支援
	⑤DV、児童虐待防止対策の推進	【01】DV、児童および高齢者の虐待防止対策の推進
⑥災害時要援護者情報の整備	【01】災害時要援護者情報の整備	
3 福祉サービスの充実	①各種相談事業の実施	【01】福祉・介護の相談
		【02】権利擁護の相談
		【03】認知症相談窓口の充実
	②高齢者福祉サービスの充実	【01】生きがいづくりと介護予防活動の推進
		【02】ひとり暮らし高齢者等への支援
		【03】介護者の負担軽減の実施
	③予防重視による介護費用の抑制	【01】介護保険事業の健全な運営
		【02】地域包括ケアシステムの推進
	④障がい者福祉サービスの充実	【01】障がい者福祉サービス利用のための相談支援の充実
		【02】地域生活支援事業等の充実
【03】福祉機器・用品の給付		
【04】松川町地域活動支援センター「あすなる」の運営		
⑤生活安定施策の推進	【01】生活支援制度の利用支援	
	【02】生活困窮世帯の自立のため相談支援を行います。	
4 地域福祉の基盤整備	①福祉情報の広報の充実	【01】福祉サービス情報の提供
	②人権擁護の推進	【01】人権擁護の推進
	③住宅改造の促進	【01】住宅改造の促進
	④交通手段の確保	【01】交通手段の確保
	⑤安心して外出できる環境整備	【01】公共施設のバリアフリー化の推進
	⑥地域福祉の拠点整備	【01】社会福祉センター、デイサービスセンター、特養松川荘の管理
【02】老人福祉センターの管理		
【03】高齢者支えあい拠点施設の整備		
5 次代の親の育成	①男女の出会い・交流の場の創設	【01】男女の出会い・交流の場の創設
6 子育て世帯への経済的支援	①子育て世帯への経済的支援	【01】出生祝い品給付事業
		【02】福祉医療助成事業
		【03】児童手当の支給事務
7 地域における子育て支援サービスの充実	①ひとり親家庭等自立支援	【01】ひとり親家庭の自立支援
8 こどもの健全育成	①子どもの健全育成	【01】社会を明るくする運動の推進

第3章 福祉総合計画

1 地域福祉を推進するひとづくり

現 況	課 題
◇地域福祉やボランティア等の活動への関心をより高めるため、各学校では、体験事業や学習が行われています。	◆体験活動等が充実するよう、施設受入のコーディネートや情報共有の仕組みが必要です。
◇隣近所の関わりが希薄となっています。 ◇「福祉を考える集会」や「ふれあい広場」を通じて、地域福祉への関心を持てる環境を提供しています。	◆担い手の育成には、全ての地域住民が地域福祉について関心を持ち、高齢者や障がい者等への理解を深める必要があります。
◇障がい者スポーツ大会等の支援を行っています。 ◇文化活動等のイベント開催を支援しています。	◆単位高齢者クラブの解散が相次ぐ中で、高齢者の生きがい活動の場を確保する必要があります。 ◆障がい者が積極的にスポーツ活動等へ参加する機会を確保する必要があります。
◇ボランティア活動は、個人活動も含め地域ボランティアセンターを核として行われています。	◆ボランティアの高齢化対策と支援が求められています。 ◆中高年者のボランティア参加の促進が必要です。
◇高齢化率の上昇により、認知症の方が増えています。	◆認知症への理解の普及啓発を進める必要があります。
◇松川町を含めた5市町村により、飯田広域シルバー人材センターを運営しています。	◆高齢者の生きがい対策や、就労支援のため、飯田広域シルバー人材センターの活用を図る必要があります。

基本事業	事業の内容	担当課係名												
①住民意識の向上と学習支援	【01】 学校における福祉学習の支援 ●地域福祉やボランティア活動への関心を高めるため、 <u>小学校、中学校、高校における福祉学習を支援します。</u> ・福祉学習の計画支援や、取組みの発表を行う「福祉推進校連絡会」へ参加し、福祉関係施策の現状説明と学習に係る助言を行います。	保健福祉課 高齢者係												
	【02】 広報やイベント、学習会による住民意識の高揚 ●住民の地域福祉に関する知識を深め、差別や偏見を取り除き、 <u>地域の支え合いの精神を醸成するため、広報やイベントによる交流、学習会の開催を行います。</u> ・広報誌等による啓発を行います。 ・高齢者および障がい者、福祉事業所の交流の場である「ふれあい広場」の開催を支援します。[社] ・福祉を考える集会の開催を支援します。[社] ※[社]・・・松川町社会福祉協議会が実施している事業です。	保健福祉課 高齢者係												
②高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援	【01】 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援 ● <u>人とのふれあい、交流のため、高齢者や障がい者のスポーツ大会や、文化芸術活動の支援を行います。</u> ・松川町文化祭等作品発表やイベントの支援を行います。 ・長野県障がい者スポーツ大会等の運営に参加します。 ・長野県障がい者福祉センターが実施する障がい者スポーツ教室の開催を支援します。 ・高齢者クラブ会員以外の高齢者の自主性を尊重しながら、事業参加を広報誌等を活用し促進します。【新規】	保健福祉課 高齢者係 / 福祉係												
③ボランティア活動の推進と人材活用	【01】 地域ボランティアセンターの活動支援 ●ボランティアの育成や活動を支援するため、 <u>地域ボランティアセンターの運営を支援します。</u> ・ホームページや広報誌によりボランティア活動の紹介やイベントの参加呼びかけを行います。[社] ・ボランティア活動の発表の場となる、ふれあい広場の開催を支援します。[社] ・技能取得のための研修会の紹介を行います。[社]	保健福祉課 高齢者係												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>指 標</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体登録数(団体)</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </table>	指 標	H22	H23	H24	H25	H26	ボランティア団体登録数(団体)	24	23	24	24	24	
	指 標	H22	H23	H24	H25	H26								
ボランティア団体登録数(団体)	24	23	24	24	24									
【02】 認知症サポーターの育成 ● <u>地域で認知症の方の見守り活動等を支援するため、認知症サポーターを育成します。</u> ・認知症地域支援推進員による認知症サポーター養成講座講習会を開催します。【新規】	保健福祉課 地域包括支援センター係													
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>指 標</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター登録者数(人)</td> <td>520</td> <td>685</td> <td>726</td> <td>845</td> <td>881</td> </tr> </table>	指 標	H22	H23	H24	H25	H26	認知症サポーター登録者数(人)	520	685	726	845	881		
指 標	H22	H23	H24	H25	H26									
認知症サポーター登録者数(人)	520	685	726	845	881									
	【03】 飯田広域シルバー人材センターの活用 ●高齢者の生きがい対策や、団塊世代の就労支援のため、 <u>飯田広域シルバー人材センターの運営に参画します。</u>	保健福祉課 高齢者係												

2 | 暮らしを支えあう地域づくり

現 況	課 題
◇社会福祉協議会は、平成元年度に法人化され、地域福祉推進のため、様々な福祉事業を展開しています。	◆個別ケース、事業実施における、それぞれの役割分担と連携について、調整していく必要があります。
◇民生児童委員（29名）は、「地域の相談役」として、高齢者・障がい者等の見守りや支援を行っています。 ◇災害時要援護者台帳への登録、緊急通報装置の設置について、ひとり暮らし世帯等への斡旋に力を入れています。	◆隣近所との関わりが希薄になりつつある高齢者等について、孤立化が懸念されています。 ◆民生児童委員を知らないとの声もあり、住民と民生児童委員とのつながりを充実させていく必要があります。 ◆民生児童委員の定例会については、案件の報告に終始しており、相談の対処方法についてのノウハウの共有が充分ではありません。
◇民生児童委員については、困難な相談事例や要支援者の見守りなど重要な職責をになっており年々負担が増加しています。	◆職務の多様化や出労時間の拡大により民生児童委員のなり手が不足しています。
◇地域の高齢者福祉の拠点として、「ふれあい・いきいきサロン」が各所で開催されています。	◆ふれあい・いきいきサロン未開催地区への普及啓発が必要です。 ◆役員等の負担軽減が求められています。
◇障がい者等の当事者の会や家族会のほか、社会福祉関係団体等が積極的な活動を展開しています。	◆団体の活動の運営や財政的支援のほか、活動参加への支援が求められています。

基本事業	事業の内容	担当課係名										
①社会福祉協議会との連携強化	【01】社会福祉協議会との連携強化 ●効果的な福祉サービス提供を行うため、社会福祉協議会と連携して地域福祉事業を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会へ社会福祉事業の委託および法人運営事業の補助を行っています。 ・個別ケースや事業検討等について協議を行う連絡会を開催します。 	保健福祉課 高齢者係										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位高齢者クラブ数（団体）</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		指 標	H22	H23	H24	H25	H26	単位高齢者クラブ数（団体）	16	15	15
指 標	H22	H23	H24	H25	H26							
単位高齢者クラブ数（団体）	16	15	15	15	15							
②民生児童委員による相談、支援体制の充実	【01】民生児童委員活動の充実 ●地域に密着し、住民の福祉に関わる相談や援助を行うため、民生児童委員を配置し、福祉行政情報の提供と情報交換のための民生児童委員協議会事務局を担います。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、民生児童委員協議会を開催し、福祉行政に関する情報提供および相談事案の報告、行事・イベント等の計画、調整を行います。 ・民生児童委員が担当地域の家庭を訪問し状況の聞き取りや相談を行います。 ・民生児童委員がボランティア活動や学校、保育園等のイベントに積極的に参加します。 ・民生児童委員のスキルアップとノウハウの蓄積を図るため、定例会において事例検討並びに情報の共有を積極的に行っていきます。 ・民生児童委員協議会事務局として「くらしの相談」（社協主催）に出労する委員に、施策や制度等の情報提供等を行い、相談案件の解決に向け支援します。 	保健福祉課 福祉係										
	【02】民生児童委員のあり方の検討 ●民生児童委員活動の職務が多様化してきていることや困難な相談事案も出てきているため、一人の委員が問題を抱え込むことのないよう活動体制を検討します。											
③ふれあい・いきいきサロンの充実	【01】ふれあい・いきいきサロンの開催支援 ●高齢者の交流による、生きがい対策や介護予防、また地域住民の集いの場として、自発的な企画運営による「ふれあい・いきいきサロン」の開催を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動状況や成果などを広報します。 ・事例研究や講師等の情報交換を、福祉懇談会やサロン代表者会等で行います。 ・サロンの担い手の育成を図ります。【新規】 	保健福祉課 高齢者係										
④社会福祉関係団体等の活動支援	【01】社会福祉関係団体等の活動支援 ●各種社会福祉関係団体の活動の充実のため、運営の支援と、事業への協力を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者福祉協会、遺族会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、松川町赤十字奉仕団、福祉を考える会、こども福祉教室あいむ、ボランティア連絡会、精神障がい者家族会、結婚相談所の活動への助成と運営支援を行います。[社] ・広報誌等を通じて活動をPRします。 	保健福祉課 福祉係 / 高齢者係										

現 況	課 題
<p>◇ドメスティックバイオレンス（以下、「DV」という。）、児童および高齢者虐待の事案が町内でも発生しています。</p>	<p>◆ DV や虐待事例については通常表面化していないため、発生防止を図る上で、きめ細かな情報収集と確認作業、発生時においては迅速な対応を取る必要があります。</p>
<p>◇ひとり暮らし高齢者や障がい者等を災害時要援護者と位置づけ、本人の希望により登録を行っています。</p>	<p>◆要援護者未登録の方の解消を図る必要があります。</p> <p>◆災害時等要援護台帳を活用した個別避難計画の策定が求められています。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名												
⑤ DV、児童虐待防止対策の推進	<p>【01】 DV、児童および高齢者の虐待防止対策の推進</p> <p>● <u>DV や虐待の発生を予防するため、啓発および通報協力等の普及促進を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに対応します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・噂や風評等の段階であっても担当地区の民生児童委員に確認を行う他、児童相談所、保健福祉事務所の相談員等と情報の交換を行います。 ・広報誌により住民に DV、虐待事案の通報協力をお願いします。 ・保護対象者（児童）の保護 <p>①住民票・戸籍附表の閲覧制限の手続き指導を行います。</p> <p>②各種手当の給付についてアドバイスします。</p> <p>③ DV・児童虐待案件は密接に関係していることがあることから、子ども課や関係機関と連携し必要に応じて母子寮（一時保護）やシェルター等への避難誘導を図ります。</p>	保健福祉課 福祉係												
⑥ 災害時要援護者情報の整備	<p>【01】 災害時要援護者情報の整備</p> <p>● <u>災害発生時の迅速な安否確認と救援のため、要援護者台帳を整備します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未登録の要援護者の方へ働きかけを行い、登録を促します。 ・台帳情報の更新を随時行い、民生児童委員等と最新の情報を共有します。 ・危機管理係等と連携し個別避難計画を見直し活用します。【新規】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者台帳登録者数（人）</td> <td>307</td> <td>387</td> <td>358</td> <td>353</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	H22	H23	H24	H25	H26	災害時要援護者台帳登録者数（人）	307	387	358	353	356	保健福祉課 高齢者係
指 標	H22	H23	H24	H25	H26									
災害時要援護者台帳登録者数（人）	307	387	358	353	356									



コミュニティカフェ

3 | 福祉サービスの充実

現 況	課 題
◇地域包括支援センターきずなは、福祉および権利擁護の総合的な相談窓口として機能しています。	◆相談に来ることができない方への対応を充実する必要があります。
◇障がいや認知症により財産管理に困難をきたす方がいます。 ◇虐待ケースが増加（顕著化）しています。	◆社会福祉士等の専門的観点から支援していく必要があります。
◇高齢化率の上昇により、認知症の方が増えています。	◆認知症の初期集中支援が重要となっています。
◇高齢者の介護予防と生きがいづくりを提供しています。	◆多くの高齢者が参加できる生きがい活動の場が必要です。
◇年々ひとり暮らしや高齢者世帯が増加しています。	◆高齢者がひきこもりにならないよう安否確認等のサービスが必要です。
◇高齢化率の上昇により、要介護認定者が増えています。	◆介護者の負担は大きいものとなっています。特に認知症の介護負担は大きく、その軽減が求められています。

基本事業	事業の内容	担当課係名																		
①各種相談事業の実施	【01】福祉・介護の相談 ●生活や介護等の困難ケースに対応するため、地域包括支援センターが総合的な相談窓口となります。 <ul style="list-style-type: none"> 相談に来ることができない方のために訪問活動を行います。 民生児童委員、行政相談員、人権擁護委員、女性相談委員による「くらしの相談」と連携します。 	保健福祉課 地域包括支援センター係																		
	【02】権利擁護の相談 ●高齢者や障がい者の権利擁護のため、様々な権利擁護事業を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用のための手続支援を行います。 高齢者・障がい者虐待の防止と対応を行います。【新規】 	保健福祉課 地域包括支援センター係																		
	【03】認知症の相談窓口の充実【新規】 ●認知症初期支援のため、地域包括支援センターが中心となって認知症初期相談を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援事業を下伊那赤十字病院に委託し、地域包括支援センターと連携して、認知症の疑いがある方や、認知症の対応に苦慮している家庭へ医療面と介護面の両方で集中支援を行います。 認知症の初期症状等について、パンフレットや広報誌等を活用しわかりやすく情報提供します。 	保健福祉課 地域包括支援センター係																		
②高齢者福祉サービスの充実	【01】生きがいつくりと介護予防活動の推進 ●生きがいつくりと介護予防のため、高齢者の自主性を尊重した事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターや室内温水プールでの体操教室を開催します。 コミュニティ・カフェ（高齢者生きがいデイサービス）での生きがい活動と自立の支援をします。【新規】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立高齢者率（％）</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> <td>83.0</td> <td>83.4</td> <td>82.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者生きがいデイサービス事業延利用者数（人）</td> <td>1,768</td> <td>1,704</td> <td>1,884</td> <td>1,858</td> <td>3,551</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H22	H23	H24	H25	H26	自立高齢者率（％）	83.0	83.0	83.0	83.4	82.6	高齢者生きがいデイサービス事業延利用者数（人）	1,768	1,704	1,884	1,858	3,551	保健福祉課 高齢者係
	指標	H22	H23	H24	H25	H26														
	自立高齢者率（％）	83.0	83.0	83.0	83.4	82.6														
高齢者生きがいデイサービス事業延利用者数（人）	1,768	1,704	1,884	1,858	3,551															
【02】ひとり暮らし高齢者等への支援 ●ひとり暮らし世帯等のひきこもりを解消するため、訪問による声かけや安否確認を行います。 <ul style="list-style-type: none"> こんにちは訪問事業を実施します（訪問によるひとり暮らし高齢者の安否確認と精神的支援）。[社] 配食サービスを実施します。[社] 高齢者ホームヘルパー派遣事業を実施します。[社] 高齢者や障がい者等へ緊急通報警報装置の設置斡旋を行います。 	保健福祉課 高齢者係																			
【03】介護者の負担軽減の実施 ●介護者の負担軽減を図るため、家族支援サービスを提供します。 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者やすらぎ支援事業を実施します。[社] 位置検索システムを利用した「徘徊者発見システム貸与事業」を実施します。 介護者教室、介護者リフレッシュ事業を実施します。[社] 	保健福祉課 高齢者係																			

現 況	課 題
◇3年ごとに介護保険事業計画・老人福祉計画の見直しを行っています。	◆介護予防の推進と、適正な介護給付に努め、介護費用の抑制を図る必要があります。
◇一般高齢者や一次・二次予防事業対象高齢者の介護予防事業を行っています。	◆地域の実情に合った「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
◇障がい者やその家族が、地域で安心して生活できるように、障害者総合支援法に基づくサービスの他、県、町の独自事業を提供しています。	◆障がい者一人ひとりのニーズにあった福祉サービスの提供が必要です。 ◆地域で自立した生活を送るためには、地域の実情に合わせた独自のサービスを提供する必要があります。
◇障がい者に対し、生活の便宜を図るために補装具の交付、修理を行うとともに、重度心身障がい者に対して日常生活用具を給付しています。	◆障がい者が、個々の障がいを補い、安全に快適な日常生活を送ることができるよう、補装具や日常生活用具を適切に給付する必要があります。
◇障がい者等の就労に関する訓練や、社会交流の場として、松川町地域活動支援センターを委託により運営しています。 ◇施設を旧北名子保育園に移設したことにより、利便性が確保されました。	◆利用者の社会参加や創作活動支援に資するため、多様なニーズに対応したサービスを提供する必要があります。

基本事業	事業の内容	担当課係名
③ 予防重視による介護費用の抑制	【01】 介護保険事業の健全な運営 ● 適正な介護サービスの供給と質の確保のため、介護保険事業の健全な運営を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画に沿った介護給付費適正化事業を行い、介護給付費の抑制を行います。 介護保険事業計画期間中に、介護保険運営状況を点検し次期計画策定時に保険料を決定します。 サービス事業者への指導監督を行います。 	保健福祉課 高齢者係
	【02】 地域包括ケアシステムの推進【新規】 ● 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防と日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援事業を推進します。 生活支援コーディネータを配置します。 在宅医療と介護の連携を推進します。 	保健福祉課 地域包括支援センター係
④ 障がい者福祉サービスの充実	【01】 障がい者福祉サービス利用のための相談支援の充実 ● 障がい者本人や家族のニーズに即した障がい福祉サービスを提供するため、相談支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 飯伊圏域障がい者総合支援センター、サービス事業所、医療機関等と連携し、障がい者の現状、適切なサービスを把握するため支援会議を開催します。 	保健福祉課 福祉係
	【02】 地域生活支援事業等の充実 ● 在宅の障がい者や介護家族の負担軽減のため、地域生活支援事業等のサービス提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 外出による社会参加を促進する移動支援事業を実施します。 聴覚、視覚等障がい者との意思疎通を仲介するコミュニケーション支援事業を実施します。 	保健福祉課 福祉係
	【03】 福祉機器・用品の給付 ● 障がい者の生活の便宜を図るため、身体機能を補完する補装具の交付、修理を行うとともに、日常生活用具を給付します。 <ul style="list-style-type: none"> 補装具を給付します。 日常生活用具を給付します。 	保健福祉課 福祉係
	【04】 松川町地域活動支援センターあすなろの運営 ● 障がい者等の社会参加と創作活動や就労支援に資するため、松川町地域活動支援センターあすなろを運営します。 <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターあすなろを親愛の里松川に委託し運営します。 障がい者やその家族の相談支援を行います。 工賃作業等の軽労働を通して職業訓練を行います。 レクリエーションや社会見学を通して利用者の社会参画を促します。 利用者のニーズに対応した幅の広いサービスメニューを企画していきます。 	保健福祉課 福祉係

現 況	課 題
<p>◇社会保険や雇用保険が「第1のセーフティネット」、生活保護制度が「第3のセーフティネット」とされています。</p> <p>◇生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、生活保護に至る前の生活困窮世帯に住居の確保や就労の支援、家計相談等の支援が「第2のセーフティネット」として法制化され、自治体も関係機関と連携し、それらの世帯の支援をすることになりました。</p>	<p>◆生活支援のための、各種制度や、年金、手当等の利用を促進する必要があります。</p> <p>◆生活保護認定にいたる前の生活困窮世帯について、就労支援や家計相談等により再建を図るなど各機関の連携した取り組みが必要です。</p> <p>◆病気等により経済的に困窮する方が増加しています。また社会経済の悪化により、貧困者の増大が懸念されています。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
⑤生活安定施策の推進	<p>【01】生活支援制度の利用支援</p> <p>●生活困窮世帯が各種制度を利用しやすくするため、生活保護制度の他、各種支援制度について紹介、手続きの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護認定にあたっては、長野県保健福祉事務所と連携して相談、手続きの支援を行います。 各種給付金融資制度の相談等の支援を行います。 	保健福祉課 福祉係
	<p>【02】生活困窮世帯の自立のため相談支援を行います。</p> <p>●高齢者や障がい者等の経済的負担軽減のため、税の減免や給付事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の減免や所得控除手続きの支援を行います。 福祉医療費給付事業により、生活困窮世帯の各種医療保険における自己負担の軽減を図ります。 介護用品クーポン券を支給します。 「まいさぼ飯田」(生活就労支援センター)や社会福祉協議会等へ就労支援および家計相談の仲介を行います。 	保健福祉課 福祉係 / 高齢者係



松川町地域活動支援センター

4 | 地域福祉の基盤整備

現 況	課 題
◇福祉サービスについては、訪問や窓口での相談により情報提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉サービス制度について、その情報が詳しく、いつでも手に入れられることが必要です。 ◆福祉関係団体の活動内容や参加方法等の情報は、高齢者や障がい者福祉についての理解に有効です。
◇地域福祉の基盤的施策である人権擁護を推進するため、啓発や相談事業を推進しています。	◆高齢者や障がい者に関わる差別や、隣近所とのいさかい等は、全ての住民が排除する意識を持つことが必要です。
◇制度を活用した住環境整備事業を行っています。	◆在宅での自立支援のため適時、適切な住宅改修を行っていくことが重要です。
◇町の公共交通は、コミュニティバスとひまわり乗車券により実施しています。	◆福祉有償運送サービスの担い手の育成が必要です。
◇地域福祉推進の基盤的一環として、町内のバリア（危険箇所や支障箇所）の解消が求められています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆町内のバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを進める必要があります。 ◆バリアフリーも、全ての障がい者の利便性に資するわけではなく、場合によって特定の利用者に不便になることもあることから十分な調査が必要です。

基本事業	事業の内容	担当課係名
①福祉情報の 広報の充実	<p>【01】福祉サービス情報の提供</p> <p>●福祉サービス情報の提供のため、様々な媒体を利用した広報活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報まつかわ」と「社協だより」の連携により、分かり易い情報発信を行います。 ・ホームページの福祉サービス内容についてページを拡充し、説明と申請書類等の入手を容易にします。 ・社会福祉関係団体の活動内容や方法を紹介します。 	保健福祉課 福祉係
②人権擁護の 推進	<p>【01】人権擁護の推進</p> <p>●高齢者や障がい者に対する、同情や隔離による差別の思想が発生しないように、啓発や相談事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護について、広報誌で啓発します。 ・人権擁護委員による人権相談所の利用斡旋と、啓発活動の支援を行います。 	保健福祉課 福祉係
③住宅改造の 促進	<p>【01】住宅改造の促進</p> <p>●在宅での自立生活を支援するため、手すりの取り付け等の住宅改修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県地域福祉総合助成事業を推進します。 ・介護保険事業住宅改修補助事業を推進します。 	保健福祉課 福祉係 / 高齢者係
④交通手段の 確保	<p>【01】交通手段の確保</p> <p>●交通弱者の円滑な社会参加のため、公共交通の利用促進と、移動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯や心身障がいを持つ方へ、ひまわり乗車券（タクシー券）を交付します。 ・障がい者福祉サービスおよび介護保険サービスとして、移動支援事業の給付を行います。 ・福祉有償運送の担い手の育成を行います。[社]【新規】 	保健福祉課 高齢者係
⑤安心して外出できる環境整備	<p>【01】公共施設のバリアフリー化の推進</p> <p>●障がい者等が安心して外出できるようにするため、公共施設や道路のバリアフリーチェックを行い、改善を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉関係団体と連携して、道路や公共施設のバリアフリーチェックをし、改善を行います。 ・公共施設の建築、改修にあたっては、バリアフリーを考慮した設計施工を行います。 	保健福祉課 福祉係

現 況	課 題
◇社会福祉センター、サービスセンター、特養松川荘の管理運営を、社会福祉協議会が指定管理しています。	◆特養松川荘の在り方検討会の結果を踏まえた施設整備計画を行っていく必要があります。
◇生きがいサービス事業や体操教室など、介護予防事業を老人福祉センターで実施しています。	◆施設の老朽化等を鑑み、施設整備計画を策定していく必要があります。
◇高齢者等支えあい拠点施設整備を行っています。	◆整備計画を作成する必要があります。

5 | 次代の親の育成（結婚・出産等の支援）

現 況	課 題
<p>◇松川町結婚相談所と下伊那北部5町村が共同運営する結婚相談所「愛ねっと北部」を開設（平成21年度～）しています。</p> <p>◇結婚・出産・子育て等についての考え方が多様化してきています。</p>	<p>◆「愛ねっと北部」で行うイベントは、女性参加者が少ない傾向にあります。</p> <p>◆町独自のイベントに町内在住者の参加が少ない傾向にあります。</p> <p>◆結婚に対する意識の低下と晩婚化のため、出生率が低下し続けています。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
⑥地域福祉の拠点整備	【01】社会福祉センター、サービスセンター、特養松川荘の管理 ●社会福祉活動の円滑で適正な推進のため、社会福祉センター、サービスセンター、特別養護老人ホーム松川荘を管理します。 ・施設の管理運営を、指定管理者制度により社会福祉法人へ指定管理します。 ・施設の維持に必要な大規模修繕および設備更新等を行います。 ・老人福祉センターの施設整備計画と併せて、特養松川荘の施設整備計画を策定します。【新規】	保健福祉課 高齢者係
	【02】老人福祉センターの管理 ●高齢者の介護予防事業の拠点施設として、利用しやすい施設維持管理を行います。 ・最適な方法により修繕を行います。 ・特養松川荘の施設整備計画と併せて、老人福祉センターの施設整備計画を策定します。【新規】	保健福祉課 高齢者係
	【03】高齢者支えあい拠点施設の整備 ●地域において、高齢者や障がい者等が、様々な世代の住民と交流を行うコミュニティ施設として、高齢者支えあい拠点施設の整備を推進します。	保健福祉課 高齢者係

基本事業	事業の内容	担当課係名																		
①男女の出会い、交流の場の創設	【01】男女の出会い、交流の場の創設 ●結婚を目的とする出会いを支援するため、結婚相談所の運営および交流イベント等を実施します。 ・常設の結婚相談所「愛ねっと北部」を、下伊那北部地区 5 町村で共同運営します。 ・松川町結婚相談所の運営を支援します。 ・家庭を持つことや子どもを育てることの喜び、意義を認識してもらうため、継続的に講座やセミナー等を開催します。【新規】	保健福祉課 福祉係																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚相談所延相談件数（件）</td> <td>531</td> <td>583</td> <td>632</td> <td>618</td> <td>611</td> </tr> <tr> <td>婚姻率（1,000人当り婚姻件数）</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>		指 標	H22	H23	H24	H25	H26	結婚相談所延相談件数（件）	531	583	632	618	611	婚姻率（1,000人当り婚姻件数）	3.9	3.9	3.9	3.8	4.0
	指 標		H22	H23	H24	H25	H26													
結婚相談所延相談件数（件）	531	583	632	618	611															
婚姻率（1,000人当り婚姻件数）	3.9	3.9	3.9	3.8	4.0															

6 | 子育て世帯への経済的支援

現況	課題
◇出生祝い品としてマークン商品券を支給しています。	◆マークンカードの取り扱い店では子ども対象品目が少ないという声が寄せられています。 ◆支給額について検討する必要があります。
◇長野県福祉医療費補助金交付要綱に基づき実施しています。 ◇平成15年10月から町単事業により小学生まで対象とし、平成18年8月から中学生まで、拡大しています。 ◇平成22年4月から高校生相当年齢まで対象を拡大しています。	◆自己負担（1診療報酬明細書につき300円）についても無料化を望む声があり検討が必要です。
◇児童手当を支給しています。	◆児童手当が子どものために使われるような仕組みづくりが必要です。

7 | 地域における子育て支援サービスの充実

現況	課題
◇全国的に離婚率が上昇し、ひとり親家庭が増加する中、松川町においても増加傾向にあります。	◆地域のひとり親家庭等の状況を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

8 | こどもの健全育成

現況	課題
◇保護司を中心として、社会を明るくする運動が実施されています。	◆地域や家庭、教育現場において、犯罪や非行防止の意識高揚が必要です。

基本事業	事業の内容	担当課係名
①子育てへの 経済的支援	【01】 出生祝い品給付事業 ●子どもの誕生に際し、健やかな発育を願い出生祝い品を給付します。 ・出生祝い品の金額・支給方法について検討します。	保健福祉課 福祉係
	【02】 福祉医療助成事業 ●子どもの福祉の向上と保護者の経済的負担を軽減するため、 <u>福祉医療助成事業を実施します。</u> ・長野県福祉医療費補助金交付要綱に基づいて実施します。 ・診療報酬明細書につき、300円の自己負担についても無料化を検討します。	保健福祉課 福祉係
	【03】 児童手当の支給事務 ●次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、 <u>中学生までの児童を対象に児童手当を支給します。</u> ・保育料や学校給食費等の納付を促すような支給手続きを実施します。	保健福祉課 福祉係

基本事業	事業の内容	担当課係名
①ひとり親家庭等自立支援	【01】 ひとり親家庭の自立支援 ● <u>児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、申請受付や窓口相談を行います。</u> ・飯田保健福祉事務所の女性相談員、就労支援相談員と連携し、相談業務を行います。 ・児童扶養手当や母子父子寡婦福祉会資金借入等について窓口相談を行っています。	保健福祉課 福祉係

基本事業	事業の内容	担当課係名
①子どもの健全育成	【01】 社会を明るくする運動の推進 ● <u>非行や犯罪のない社会づくりを目的とし、次代を担う青少年が健全に育つ環境づくりに重点を置いた社会を明るくする運動を行います。</u> ・町、保護司、更生保護女性会、青少年健全育成関係団体が連携して「松川町社会を明るくする運動」を実施します。	保健福祉課 福祉係

第3部

目標達成にむけて

第1章 社会福祉協議会との連携

第2章 計画推進の役割分担

第3章 数値目標

第1章 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や福祉関係者などの参加協力を得て活動し、民間組織としての自主性を持つ組織として、以下の事業を実施しています。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への町民参加の援助
- ・社会福祉を目的とする事業の調査、普及、啓発、連絡調整

この計画は社会福祉協議会の『地域福祉活動計画』と密接に連携を取り合い、双方で地域福祉の実現を目指します。

第2章 計画推進の役割分担

この計画は、町や社会福祉協議会のそれぞれの役割を中心として構成されていますが、地域福祉を推進する上では、そこに多様な関係主体や地域住民の役割を加え、協働の視点に立って推し進めていくことが重要です。また『福祉総合計画推進協議会』を設置し、計画にもとづく事業の推進と成果の評価を行い、事業の効率的な推進を図ります。

(1) 町民や地域組織の役割

- ・行政区、ボランティア団体、NPO法人などの活動への参加
- ・地域における支え合い活動（「見守り」「話し合い」「助け合い」）への参加
- ・地域の身近な問題の発見と解決
- ・地域での福祉サービスのニーズの把握
- ・日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- ・自主防災体制の推進

(2) 事業者の役割

【保健、医療、福祉団体等】

- ・保健、医療、福祉のネットワークへの参加及び総合的なサービス提供
- ・地域福祉活動への参加及び地域との交流
- ・サービスの質の向上及び事業内容の情報公開
- ・相談機能の充実及び事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
- ・人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入

(3) 行政の役割

【社会福祉協議会や学校と連携しながら】

- ・社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人等への支援
- ・保健、医療、福祉のネットワークづくりの支援及び総合的なサービス提供体制の推進
- ・総合相談体制の整備
- ・福祉サービスの情報提供
- ・成年後見制度や権利擁護事業等の活用と広報
- ・自主防災体制への支援

第3章 数値目標

松川町福祉総合計画の達成度をよりわかりやすくするために、以下のように数値目標を設定します。

項目	単位	平成26年度 実績値	平成31年度 目標値	説明
ボランティア団体登録者数	団体数	24	25	現在の水準を維持し、施策による増加分を見込みます。
認知症サポーター登録者数	人	881	1,030	認知症のある方へのサポート体制として必要な登録数を施策の増加分として見込みます。
災害時要援護者 台帳登録者数	人	356	396	毎年8人の増加を見込みます。
自立高齢者率	%	82.6	82.7	第6期介護保険事業計画・老人福祉計画に基づいた数値とします。
婚姻率（1,000人当たりの婚姻 件数の割合）	%	4	4.8	長野県の婚姻率の目標値（5%）を鑑み、同水準を目指します。

資料編

松川町福祉総合計画推進協議会

諮問・答申

策定経過

福祉関連法令

基礎データ

町内のボランティア連絡会の活動グループ

松川町福祉総合計画推進協議会

松川町福祉総合計画推進協議会委員名簿

役職	所属	氏名	備考
町議会議員	町議会議員	熊谷 宗明	協議会長
	町議会議員	坂本 勇治	
社会福祉関係者	下伊那赤十字病院	伊藤 みほ子	
	松川町社会福祉協議会	大場 克士	
	民生児童委員協議会	唐澤 邦博	
	人権擁護委員	北林 潔	
学識経験者	身体障がい者福祉協会	加藤 博	
	福祉を考える会	北原 紀子	副会長
	日赤奉仕団	大場 八重子	
	ボランティア連絡会	原 節子	
	手をつなぐ育成会	大沢 英一	
	精神障がい者家族会	北原 サダ子	
公募委員	公募委員	須甲 貞夫	

(敬称略)

任期：平成27年8月9日～平成29年8月8日

松川町福祉総合計画推進協議会設置要綱

○松川町福祉総合計画推進協議会設置要綱

平成 22 年 8 月 9 日 告示第 4 8 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づき、松川町の地域福祉と障がい者のための施策に係る松川町福祉総合計画(以下「福祉総合計画」という。)の策定及び推進を図るため、松川町福祉総合計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 福祉総合計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉総合計画の事業推進に関すること。
- (3) 福祉総合計画の事業の評価に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 一般公募による町民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉課が行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(松川町地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 松川町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成 17 年松川町要綱第 13 号)は廃止する。
(松川町地域福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)
- 3 松川町地域福祉計画推進協議会設置要綱(平成 19 年松川町告示第 67 号)は廃止する。
(松川町障がい者計画等策定委員会設置要綱の廃止)
- 4 松川町障がい者計画等策定委員会設置要綱(平成 19 年松川町告示第 79 号)は廃止する。

諮問・答申

諮問

27松保第250号
平成27年11月5日

松川町福祉総合計画推進協議会会長 様

松川町長 深津 徹

第2期松川町福祉総合計画の策定について（諮問）

第2期松川町福祉総合計画の策定にあたり、次の事項について諮問します。

○諮問

第2期松川町福祉総合計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

答申

平成28年2月10日

松川町長 深津 徹 様

松川町福祉総合計画推進協議会
会長 熊谷 宗明

第2期松川町福祉総合計画の策定について（答申）

平成27年11月5日付27松保第250号にて諮問のありました第2期松川町福祉総合計画について慎重に審議した結果、適正なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、答申及び審議の過程で各委員から出された意見を十分に尊重し、第5次松川町総合計画の基本構想「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を念頭におき、計画の実現に向け最善をつくすよう要望します。

策定経過

日 時	会 議 名
平成 27 年 11 月 5 日	第 9 回松川町福祉総合計画推進協議会
	第 2 期松川町福祉総合計画の策定について（諮問）
平成 27 年 12 月 2 日	第 10 回松川町福祉総合計画推進協議会
平成 27 年 12 月 18 日	パブリックコメント（～1 月 18 日まで）
平成 28 年 2 月 10 日	第 2 期松川町福祉総合計画の策定について（答申）

序
論

福
祉
総
合
計
画

目
標
達
成
に
向
け
て

資
料
編

福祉関連法令

社会福祉法（抜粋）

第十章 地域福祉の推進

（市町村地域福祉福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

（ 省 略 ）

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

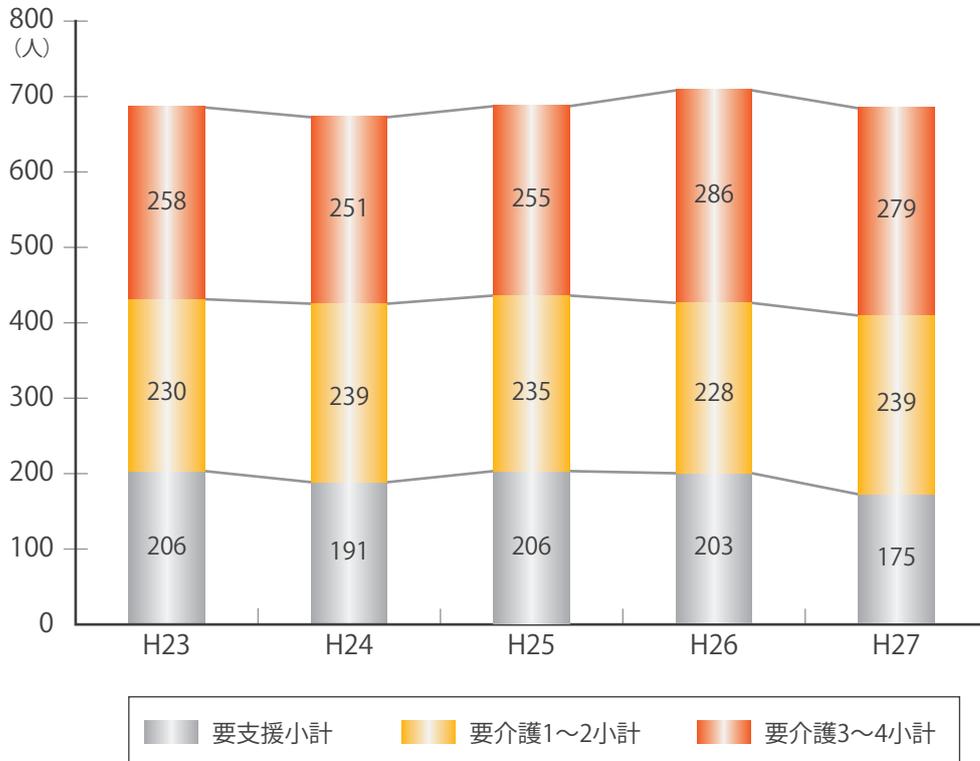
基礎データ

1. 要支援・要介護者数の推移

(単位：人)

年度（年度末）	H23	H24	H25	H26	H27
要支援 1	92	96	94	77	66
要支援 2	114	95	112	126	109
要支援小計	206	191	206	203	175
要介護 1	123	128	127	119	118
要介護 2	107	111	108	109	121
要介護 1～2 小計	230	239	235	228	239
要介護 3	92	80	84	100	95
要介護 4	82	91	94	94	89
要介護 5	84	80	77	92	95
要介護 3～5 小計	258	251	255	286	279
要支援・要介護合計	694	681	696	717	693

H27 は平成 28 年 1 月 20 日現在

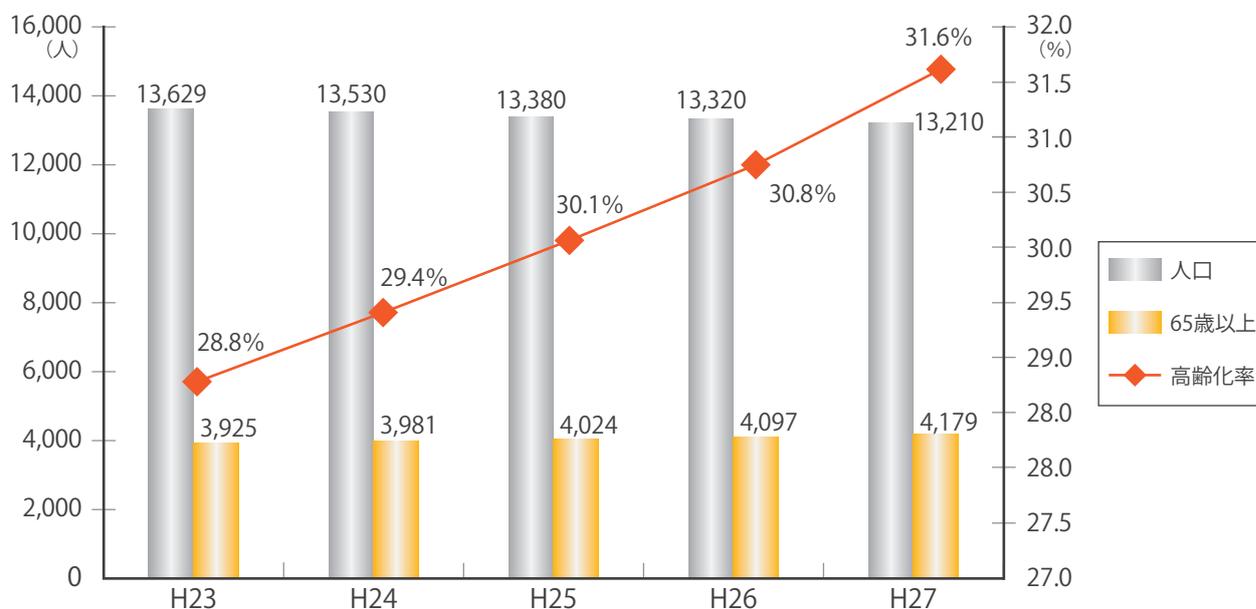


2. 高齢化率の推移

(単位：人、%)

10月1日現在の人口に対する65歳以上の占める割合(長野県毎月人口異動調査)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
人口	13,629	13,530	13,380	13,320	13,216
65歳以上	3,925	3,981	4,024	4,097	4,179
高齢化率	28.8%	29.4%	30.1%	30.8%	31.6%



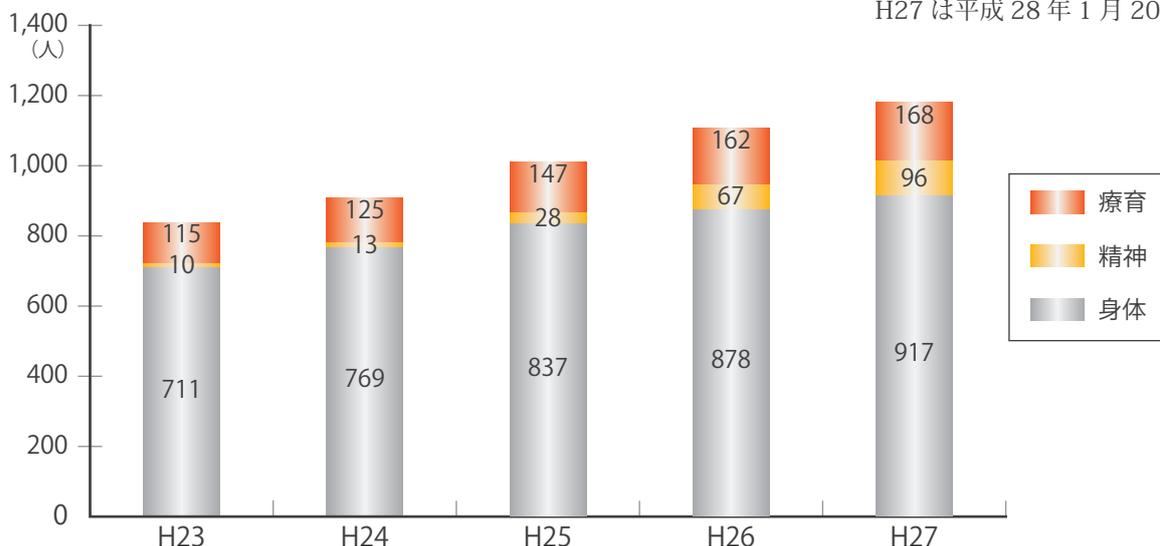
3. 障がい者等の推移 (身体障がい者、精神障がい者、療育手帳交付者の状況)

(単位：人)

年度末現在の障がい者数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
身体	711	769	837	878	917
精神	10	13	28	67	96
療育	115	125	147	162	168
障がい者等合計	836	907	1,012	1,107	1,181

H27は平成28年1月20日現在



町内のボランティア連絡会の活動グループ

No.	組織／グループ	活動内容
1	レンゲツツジの会	障がいのある人、ない人、みんな一緒のバスハイク
2	いとし児会	集会、学習会時のお子守り
3	ぽっかぽかの会	独り暮らし、老人世帯への援助・おせち作り
4	スイートボイスクラブ	視覚障がいの方のためのテープ録音・デイサービスでの朗読等
5	ゆきわり草	老人世帯へのお弁当配り
6	送迎ボランティア	ひまわり荘入浴の送迎・通院の送迎
7	こでまりの会	手芸、手仕事のお手伝い
8	あいむ	こども福祉教室
9	おもちゃ図書館	おもちゃ図書館の運営（ミニミニたんぽぽのお母さんたちといっしょに）
10	さざなみ会	ひまわり荘支援ボランティア（趣味を活かしての演奏）
11	手話の会“あゆみ”	手話、手話ダンスをいっしょに学びます
12	ひまわりの会	介護技術等の指導
13	編集委員会	ボランティアだより“ふれあい広場”の編集
14	ハーモニーコンサート実行委員会	ハーモニーコンサートの開催
15	あじさいの会	国際交流、アンサンブル、親愛の里、ひまわり荘のお手伝い
16	はこべの会	機関紙“はこべ”に福祉に関する情報の掲載
17	ノントンの会	絵本の読み聞かせを通してこども達にそのすばらしさを味わってほしい
18	きっかけの会	施設やグループのお手伝い
19	松川高校ボランティアクラブ	
20	自遊会	大人と子供と一緒に楽しむことのできる野外活動をおしての地域おこし
21	花てまりクラブ	松川インター入口の花壇づくり・ガーデニング教室
22	林材木店	社会福祉施設や独り暮らし高齢者等の家具や建具の修理・修繕
23	傾聴ボランティアたんぽぽの会	ご自宅や施設に出向いて、お年寄りの方などのお話し相手になります。
24	2.3 gの会	リサイクルせっけん（廃油せっけん）づくりを通じて地域貢献をします。
25	名子ハーモニカバンド	ハーモニカの有志で、福祉イベントへの参加や介護・福祉施設への慰問をしています。



松川町役場
保健福祉課

〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

TEL 0265-36-3111 (代表)

0265-36-7022 (直通)

FAX 0265-36-6620